

平成29年12月19日

第84回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市介護用品支給事業における
生活保護受給者情報等の利用について

(保健福祉局)

神保生保第 2578 号
平成 29 年 12 月 19 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉個人情報】

- ・福祉個人番号

【生活保護情報】

- ・生活保護の受給の有無
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の有無

神保高介第 4056 号

平成 29 年 12 月 19 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜博



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報の利用について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理される個人情報】

- ・福祉個人番号

【生活保護情報】

- ・生活保護の受給の有無
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の有無

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報等の利用について

1. 趣旨

神戸市介護用品支給事業は、低所得（市民税非課税世帯）の高齢者等を家庭で介護している家族等に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等）を支給することで、重度要介護高齢者等を抱える家族等の経済的負担を軽減させることを目的としている。

介護用品支給事業は、在宅で介護を要する者またはその家族で次の要件を満たす者を対象に支給してきた。

①市内に居住し、要介護状態区分が要介護4または要介護5である者

②属する世帯のすべての世帯員が、市民税非課税となっている者

本事業の受給者は毎年増加しており、平成18年度には1,344名であった受給者数は平成28年度には3,201名となっている。

本事業は、地域支援事業実施要綱に基づき、各市町村の任意事業として実施していたが、平成29年1月に全国厚生労働関係部局長会議にて事業の見直しを図るよう通知が来ており、今後国費が削減される恐れがある。

一方、③生活保護法による生活保護受給者及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付の受給者（以後、生活保護等受給者とする。）については各法による同様の給付があるため、本事業の対象者から除き、限られた予算の中で、介護用品支給事業を必要とされる市民の方全員が利用できるよう、他の制度により同様の支給が受けられる方を本事業の対象外とすることで、事業の継続性を高める。

2. 概要

実施にあたっては、保護課より第1号被保険者（65歳以上）かつ生活保護等受給者の情報の提供を受け、申請のあった在宅で介護を要する高齢者等が生活保護等を受給していないか確認し、支給決定通知書もしくは却下通知書により通知する。必要な方は生活保護制度等により、同様の支給を受けることができる。

生活保護等情報については、福祉情報システム端末から生活保護システム端末に、介護用品支給事業受給者の情報を突き合わせる電子計算機処理を行い、福祉情報システム端末上で確認および紙媒体への印刷を行う。

3. 効果

生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付により同様の支給を受けられる者を本事業の対象外とすることで、事業費が抑制され、事業の継続性が高まり、結果として市民サービスが向上する。

4. スケジュール

平成 30 年 1 月～2 月 システム改修
3 月 平成 30 年度分の申請受付・審査

5. 処理件数

約 3,500 件（平成 28 年度 利用決定・却下件数をもとに想定）

6. 個人情報の保護

個人情報等のデータの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき厳格に対処する。

（1）システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、ID カード、パスワードを設定することにより、機器の操作を関係者に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退出管理用 ID カードで入退室を制限した機械室に設置している福祉情報システムのサーバで、データを一括管理する。
- ③ 端末機とサーバとの間は専用回線を用い、外部からの不正アクセスを遮断するとともに、コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入された端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

（2）運用上の保護

- ① 福祉情報システムのサーバを設置している機械室の入退室は、関係職員に限定し、入退室記録（ログ）をとる。
- ② 関係職員に対して、適正運営のための指導及び研修を実施する。
- ③ パスワードを定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- ④ 5 年間の保存期限が到来したデータ及び帳票は確実に破棄する。

「神戸市介護用品支給事業」における生活保護受給情報等の利用について

